

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年12月14日
【会社名】	株式会社VOYAGE GROUP
【英訳名】	VOYAGE GROUP, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 宇佐美 進典
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神泉町 8 番16号 渋谷ファーストプレイス 8 階
【電話番号】	03-5459-4226
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 永岡 英則
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神泉町 8 番16号 渋谷ファーストプレイス 8 階
【電話番号】	03-5459-4226
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 永岡 英則
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

平成27年12月11日開催の当社第17回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成27年12月11日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項

当社普通株式1株につき金20円(普通配当10円、記念配当10円)

効力発生日

平成27年12月14日

第2号議案 定款一部変更の件

変更の理由

(1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条(取締役の任期)について所要の変更を行うものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、現行定款第30条(取締役の責任免除)第2項及び同第41条(監査役の責任免除)第2項の一部を変更するものです。

(3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことが可能となるよう定款規定を新設し、併わせて当該規定の一部と内容が重複する現行定款第6条(自己株式の取得)、同第47条(期末配当金)及び同第48条(中間配当金)を削除するものであります。

(4) 上記のほか、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、宇佐美進典、永岡英則、青柳智士、古谷和幸、戸崎康之、齋藤太郎及び川鍋一朗を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	66,931	1,411	-	(注)1	可決 94.11
第2号議案	65,609	2,723	-	(注)2	可決 92.25
第3号議案				(注)3	
宇佐美 進典	68,100	232	-		可決 95.76
永岡 英則	68,103	229	-		可決 95.76
青柳 智士	68,107	225	-		可決 95.77
古谷 和幸	68,087	245	-		可決 95.74
戸崎 康之	68,061	271	-		可決 95.70
齋藤 太郎	68,073	259	-		可決 95.72
川鍋 一朗	68,051	281	-		可決 95.69

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上